

# サービス交渉に関する日本提案

平成12年12月

## 目次

1. 序
2. 交渉の進め方
  - (1) 特定約束交渉
  - (2) 自主的自由化
  - (3) 途上国の参加の拡大とLDCに対する特別の待遇
  - (4) サービス貿易理事会及びその下部組織で行っている作業から生じた課題
  - (5) 新ラウンドとの関係
3. 自由化の重要性と交渉への期待
  - (1) 自由職業サービス
  - (2) 自由職業以外の実務サービス
  - (3) 電気通信サービス
  - (4) 音響映像サービス
  - (5) 建設サービス
  - (6) 流通サービス
  - (7) 金融サービス
  - (8) 観光サービス
  - (9) 運送サービス

## 1. 序

本年5月のサービス貿易理事会特別会合において採択されたいわゆる「ロードマップ」において、「提案は加盟国により本年末までに提出される」とされていることに基づき、我が国はこの交渉提案を提出する。

この交渉提案は、下記の「2. 交渉の進め方に関する我が国の考え」及び「3. 自由化の重要性と交渉への期待」からなっている。「交渉の進め方」においては、ロードマップ第2パラ(c)の諸点を含む今次サービス交渉について我が国の考えが包括的に示されている。「自由化の重要性と交渉への期待」は、今次サービス交渉を通じて達成されることが期待される幾つかの課題を幾つかの分野について例示的に示している。

「ロードマップ」第2パラ(b)に明記されているように、加盟国は今後も追加的な或いは詳細な交渉提案を提出する柔軟性を与えられており、我が国も今後追加的な提案を行う権利を留保する。

## 2. 交渉の進め方に関する我が国の考え方

GATS第19条は、我々が「この協定の目的に従い及び漸進的に一層高い水準の自由化を達成するため交渉を開始する」旨定めている。他の関連規定に然るべく留意しつつ、「漸進的な一層高い水準の自由化を達成」することが今次交渉の主たる目的である。

我が国は、サービスの純輸入国としての我が国の経験を踏まえ、GATS及びサービス貿易の多角的自由化交渉が、(a)サービスの貿易の制限に関する漸進的自由化及び透明性の確保を通じ、サービス貿易の拡大に貢献し、かつ(b)サービス貿易の自由化とその拡大が、サービスの輸出国及び輸入国を問わず、各国の経済成長に貢献するとの評価を行っている(S/C/W/105、April 1999)。

我が国は、更に加盟国の約束数と経済成長やサービス貿易との関係を分析しており、多くの自由化約束を行っている国ほどGDPやサービス産業の成長率が高いこと、またサービス貿易の伸び率も高いことなどが明らかになっている。このような分析は、サービス貿易自由化の重要性を改めて認識させるものであり、その分析結果を近日中にサービス貿易理事会に提出する考えである。このような分析が今後の交渉の促進に寄与することを期待している。

このような評価を踏まえ、下記3.の「自由化の重要性と交渉への期待」においては、幾つかの分野についてサービス貿易の自由化が経済に与える重要性について述べた上で、今次交渉を通じ漸進的に一層高い水準の自由化を達成するために改善が期待される幾つかの課題を取り上げている。これらは例示であり、網羅的リストではない。

ここに挙げられている課題は、市場アクセスや内国民待遇に関する特定約束の交渉によって改善されるものもあるが、更に、MFN免除の削減・撤廃、追加的約束、或いは国内規制やGATS規則等に関する交渉を通じて達成される課題もある。我が国は、このような様々な交渉を通じて、GATS第19条の「漸進的に一層高い水準の自由化」が達成されると考える。

なお、サービス交渉の進展を対外的に示すためにも、GATS第19条に基づく交渉ガイドラインについての合意を目指すべきである。その際には、新ラウンド立ち上げに向けた全体の動きを踏まえるとともに、各国の関心を的確に交渉に反映させる内容とする必要がある。

#### (1) 特定約束交渉

(イ) 交渉の対象としては、アプリアリに如何なる分野や提供の態様も排除しない。今次サービス交渉は、広範な範囲のサービスを対象として全ての参加国の利益を増進し、権利と義務の全体的バランスを図りつつ広範な範囲のサービスの自由化を確保することを目的とする。よって、交渉対象分野は包括的であるべきである。下記3.の「自由化の重要性と交渉への期待」に挙げた分野は我が国が関心ある分野の例示である。

なお、海運分野においては、交渉が中断され、極めて限定的な約束しかなされず、また、MFN原則が適用されていないことから、今次交渉における海運分野の重要性を認識すべきである。10月に我が国をはじめとする数力国で発出した海運交渉共同声明(S/CSS/W/8)に基づき、各加盟国が海運交渉に関する意見を表明することを奨励したい。

(ロ) 漸進的に一層高い水準の自由化を達成するためには、リクエスト・オファー方式が交渉の中心的な手法である。

(ハ) 他方、リクエスト・オファー方式を補完する他の可能性を排除すべきではない。リクエスト・オファーを補完する交渉方式として、例えば、次のような例が考えられる。

(i) 下記3.の「自由化の重要性と交渉への期待」において、多くの分野に共通して見られる課題が幾つか挙げられる。代表例としては、例えば次のようなものが挙げられる。

- 外資出資比率規制
- 役員や従業員の国籍・居住要件
- 企業形態の制限
- 海外送金、為替、決済関連の制限
- 国内調達義務
- 第3モードの自由化を約束する分野における企業内転勤に関し、サービス提供に直接関係する上級管理職や高度の専門職の移動の制限

この例の中には、特定約束交渉の中では解決されない課題も含まれているが、分野横断的に存在する障壁を自由化する手段を検討することは、GATSの「使いやすさ(user-friendliness)」を高めるという意味でも、交渉を効率化・省力化する意味でも、検討に値すると考える。

(ii) また、サービス分野における漸進的に一層高い水準の自由化を達成するため、ウルグアイ・ラウンド後の経済発展を踏まえ、各加盟国の約束の対象分野を広げるような方途も検討され得る。具体的には、サービスの自由化と経済成長との間の関係に着目し、加盟国の経済規模や経済成長を踏まえて約束すべき分野の数を拡大する方式について各加盟国が合意を目指すことを検討している。

( i i i ) 更に、海運分野においては中断された継続交渉の成果を活用すべきであり、モデル・スケジュールは有効な手法である。

(二) MFNは、多角的貿易体制において自由化を実現していく上で、最も重要な柱の一つであり、WTO協定における基本原則である。MFN免除措置はその最も重要な原則からの逸脱である。MFN免除の削減・撤廃交渉は一層高い水準の自由化を達成する今次サービス交渉の最重要交渉テーマの一つである。これに関連して、MFN免除レビュー及びそのフォローアップとして出てきた一般的課題に関する議論が、交渉においても活用されるべきである。更に、MFN免除登録状況を分析すると、多くの加盟国が平均して登録しているのではなく、1割強の国が5割以上の措置を登録する等、少数の国が同措置を多用している。今後MFN免除措置を実現していくためには、これら多登録国の真剣なMFN免除削減・撤廃努力が不可欠である。また、我が国も、現在登録されている全てのMFN免除措置が、2004年末或いは今次交渉の終結時の何れか早い時期には、撤廃されるべきとの考えを共有する。

## (2) 自主的自由化

交渉と交渉との間の自由化を促進するとの観点から次の点を踏まえ、適切に検討すべきである。ウルグアイ・ラウンド以降各国が行った自主的自由化については、サービス貿易理事会等を通じ交渉参加国に通報されたものについて然るべき認証 (recognition) が与えられる。これらの自主的自由化措置は、GATSの枠組みの下では約束されることにより、透明性及び法的安定性が確保され、一層の貿易の拡大に貢献することに留意すべきである。

## (3) 途上国の参加の拡大とLDCに対する特別の待遇

開発途上加盟国の交渉への参加の拡大をサービス貿易理事会での議題とし、その支援策を具体的に検討するとの提案を支持する。我が国は、サービスの分野において、漸進的に一層高い水準の自由化を達成し、途上国の参加を拡大するという観点から、キャパシティ・ビルディングの支援を重要視している。

我が国は、LDCからの漸進的实施や経過期間を含む自由化提案に積極的に対応する考えである。多国間での分野横断的な交渉方式を検討する場合には、LDCに対しては特別の取扱いを認めることとすべきである。

## (4) サービス貿易理事会及びその下部組織で行っている作業から生じた課題

漸進的に一層高い水準の自由化を達成するため、今次交渉を通じて改善が期待される事項には、各国の規制の透明性の向上を求めるもの、政府調達に関連するもの等継続されている (on-going) 作業に係るものも多く見られる。これまでのサービス貿易理事会下部機関における作業を踏まえ、特に次のような観点から規律策定に関する作業が進められるべきである。

### (イ) 国内規制

加盟国の規制を行う権利を認めつつ、特に規制に関する透明性を向上することの重要性を念頭に、GATS第6条4に基づく多角的規律として可能な限り分野横断的な規律を探索すべきである。

(ロ) セーフガード

セーフガードの問題については、漸進的に一層高い水準の自由化の達成を目指すGATSの中でセーフガード措置を如何に位置づけるかという観点から検討されるべきである。我が国もGATS作業部会の議論に具体的に貢献していく考えである。

(ハ) 政府調達

加盟各国は、政府調達がサービスの貿易に占める重要性を認識すべきである。他方、政府調達に関しては政府調達の透明性に関する作業部会がサービス分野も含む包括的な作業を進めているところ、同作業部会での議論をも踏まえつつ、対応していく必要がある。

(ニ) 技術的見直し

GATS第5条や第20条2.等に関し、これまでの地域貿易協定委員会や特定約束委員会の議論を踏まえ、GATSの条文の明確性や法的安定性を高める技術的作業が必要か検討されるべきである。

(五) 新ラウンドとの関係

今次サービス交渉を進めることは、21世紀の世界経済の健全な発展のために極めて重要。一方、各国は多様な利害を有しているため、多国間交渉は参加国全てが交渉から利益を得るようなバランスのよい構造でないと成功裡に進まないと考える。サービスの自由化に向けてのモメンタムを高め、各国の参加を容易にし、サービス交渉自体に実質的により良い結果を得るためにも、各国の関心に幅広く対応し得るような十分に幅広くかつバランスのとれたアジェンダを有する新ラウンドを早期に立ち上げ、サービス交渉をその一部と位置づけ、一括受諾の対象とすべきである。

### 3. 分野別自由化の重要性と交渉への期待

(1) 自由職業サービス

(イ) 自由職業サービス分野の重要性

企業活動の海外展開の拡大に伴い、海外における事業の円滑な推進のための専門知識の必要性が高まり、自由職業サービスのグローバル化が重要となってきた。自由職業サービスの提供者は、弁護士、会計士、弁理士、建築士、エンジニアといった資格職業によって担われる場合が多いが、これらの資格職業については、国によりそれらの業務範囲が異なる上、特有の規律に服している場合が多い。よって、このような特異性を確保しつつ必要な自由化を検討していく必要がある。

(ロ) 交渉への期待

我が国は、今次サービス貿易自由化交渉を通じて、弁護士、弁理士、会計士、建築士、エンジニアが直面する以下のような問題点が、それぞれの職業への特性を踏まえつつ改善されることを期待する。

- 国籍要件
- 受入における相互主義
- 国外の資格を受け入れる制度の未導入・国内不統一

外国建築士、エンジニアによる事務所・支店設置の禁止・出資比率制限及び共同業務の義務付け、業務比率制限

## (2) 自由職業以外の実務サービス

### (イ) 実務サービスの重要性

実務サービスは、サービス産業のみならず製造業を含む全ての産業が海外進出を図る際のインフラ的サービスとして、重要となっている。特に、現地における事業活動を円滑化するために、広告サービス、賃貸サービス、不動産サービス、また近年のIT技術の進展に伴う電子計算機サービス等における自由化は、種々の産業の事業活動の円滑化を大きく促進する。

### (ロ) 交渉への期待

電子計算機サービス、広告サービス、賃貸サービス、不動産サービス等の分野における、加盟国の以下のような問題点が撤廃ないし改善されることが期待される。

- 外資出資比率規制
- 役員・従業員の国籍・居住要件
- 外国企業に対する業務規制
- 国内調達義務
- 輸出貢献義務
- 免許制限
- 合理的、客観的、公正でない行政運営

## (3) 電気通信サービス

### (イ) 電気通信サービスの重要性

近年の情報通信技術の革新により、電気通信サービスの重要性が特に高まっている。基本電気通信サービス分野は、音声サービスのみならずデータ通信上のインフラとして重要な役割を果たすが、多くの加盟国において市場参入制限が存在しており、国内企業が優遇される傾向にある。また、付加価値電気通信サービス部門は、情報通信技術や電子商取引の進展に伴い裾野が無限に拡大する可能性を有しているが、多くの加盟国において市場アクセスに制限が課されている状況にある。

しかし電気通信サービスは、他のサービス分野と比較してボーダレス化の進展が著しい

分野であり、最先端の技術を内部化していかなければ、技術がすぐに陳腐化してしまいやすい分野でもある。そのため、開発途上国においても、自国の電気通信サービスの技術水準を常に国際レベルに維持していくためにも、外国サービス事業者の市場参入を積極的に促していくことが極めて重要である。

#### (ロ) 交渉への期待

国際的な技術水準の電気通信サービスを提供する体制を確保するにあたり、以下のような問題点の改善が図られることを期待する。

- サービス提供にあたっての最恵国待遇原則の免除
- 外国資本の参加の制限
- 割高な免許料
- 参入事業・参入事業者数に関する制限
- 国営企業による業務独占
- 役員・管理職の国籍・居住要件
- 地方政府別に異なる規制
- 国内調達義務

基本電気通信交渉において作成された「参照文書」は、公正な競争を確保するために極めて重要なものであるため、これを約束していない国が今次交渉において約束することを期待する。

#### (4) 音響・映像サービス

##### (イ) 音響・映像サービスの重要性

音響・映像サービスの自由化は、各加盟国の国民が様々な文化や情報に自由にアクセスできる権利を尊重する観点から重要である。また、近年の情報技術の発展によりこの分野の重要性は一層高まっている。

#### (ロ) 交渉への期待

本分野においては今次自由化交渉を通じて以下のような問題点について改善されることが期待される。

- サービス提供にあたっての最恵国待遇原則の免除
- 幾つかの数量制限
- 幾つかの内国民待遇原則からの逸脱

#### (5) 建設及び関連エンジニアリング・サービス

##### (イ) 建設及び関連エンジニアリング・サービスの重要性

本分野を約束している加盟国は約半数にとどまっているが、建設及び関連エンジニアリ

ング・サービスについては、最も効率的・安価で、かつ安全性の高いサービスを確保することが長期的な経済運営の観点からも不可欠であり、こうしたサービスの提供を自由化していくことが重要である。特に国境を越えたネットワーク構築を前提とした建設及び関連エンジニアリング・サービスの場合、最も技術的リスクの低い方法による設備敷設が必要であり、外国サービス事業者の市場参入が確保されることが重要である。また、建設及び関連エンジニアリング・サービスにおいては、建設市場にアクセスできる事業者の数を制限することは、建設コストの上昇をもたらすものであり、より効率的な経済運営を達成するためにも、建設及び関連エンジニアリング・サービスは広く自由化される必要がある。

#### (ロ) 交渉への期待

建設及び関連エンジニアリング・サービスの場合、サービス内容の外延が多岐にわたっていることから、その一部にでも障壁が存在すると、サービス全体の提供が困難となる場合が存在する。そのため、建設及び関連エンジニアリング・サービスに関しては以下に掲げのような問題が一括して改善されることが期待される。

- 外資出資比率規制
- 事業体についての特定の形態義務
- 外国企業への差別的な取扱い
- 役員、従業員の国籍に関する制限
- 合理性、客観性、公正性を欠く行政運営

#### (6) 流通サービス

##### (イ) 流通サービス自由化の重要性

問屋サービス、卸売サービス、小売サービス、フランチャイズから成る流通サービス分野の自由化は、サービス関連企業のみならず、海外で生産活動を行う製造業にとっても重要な課題となっている。また、流通サービスは GDP に占める割合、雇用者数などを見ても多くの国で最大のセクターとなっており、流通サービスの自由化により、当該サービス提供者の事業機会を拡大するのみならず、公正な競争を通じた流通サービスの発展は、コストの削減や価格の低下、サービスの質の向上といった面で消費者にも裨益し、世界経済の成長をもたらすことが期待される。

しかしながら、現在、GATS に基づき最低一つの流通サービスのサブ・セクターを約束している国は36カ国に過ぎず、全加盟国の3分の2以上が自由化の約束を行っていない。今次サービス交渉においてこうした現状が改善されることが望まれる。

#### (ロ) 交渉への期待

我が国は、自由化交渉を通じ、流通サービス企業が直面する以下のような問題点が改善されることを期待する。

- 外資出資比率規制



- 役員・従業員の国籍・居住要件
- 企業形態の制限
- 輸出貢献義務、現地生産要件等の参入要件
- 外資企業に対する差別的扱い
- 最低資本金規制
- 許認可の基準及び手続の透明性及び効率性の向上

製造業による流通サービスの展開にあたっては、アフターセールス・サービスが密接な関係を持つため、小売業を自由化する場合、アフターセールス・サービスの自由化も併せて確保することが重要である

流通サービス企業設立に際しては、土地の取得が重要となっており、土地取得制限の緩和・撤廃、許可基準の明確化、手続の透明性の向上が必要である。

## (7) 金融サービス

### (イ) 金融サービスの重要性

金融サービスは、経済活動の基盤として、サービス・セクターの中でも特に重要である。保険サービスに関しては、事業リスクを軽減して将来の予測可能性を高めるという観点から、先進国のみならず、経済発展を目指す途上国においても極めて重要である。また、銀行及び証券サービスについては、資金調達の多様化や信用創造を通じた個別企業の事業活動支援のみならず、経済の安定化によりカントリー・リスクを低減させるためにも、あらゆる種類のサービスが円滑に提供される体制を構築する必要がある。

金融交渉は97年末に70ヶ国の参加を得て妥結した。継続交渉に不参加の加盟国で、既に自国の約束表において金融分野を約束している国を含めると100近い加盟国が何らかの約束を行うこととなった。

### (ロ) 交渉への期待

しかしながら、加盟国の多くが依然維持している以下のような措置の改善が期待される。

- サービス提供にあたっての最恵国待遇原則の免除
- 外国資本の参加の制限
- 拠点設置形態に関する制限
- 拠点設置件数・地域に関する制限
- 役員・従業員の国籍・居住要件、外国人従業員の人数制限
- 強制出再義務、国営保険会社による独占
- 内外差別的な税制優遇措置
- 一部の業務規制
- 客観性、透明性を欠く行政運営
- 地方政府別に異なる規制

金融了解は金融分野に特有の規制について一定の自由化基準を示すものであるところ、多くの加盟国が金融了解に基づいて約束することを期待する。

## (8) 観光サービス

### (イ) 観光サービスの重要性

運輸、通信サービス等の技術的進歩に伴い、世界全体の海外旅行者数は近年飛躍的に増加している。特に一般観光客に加え、企業活動のグローバル化に伴い、ビジネス客の国際的な流れも活発化してきている。

こうした中で、ホテル・飲食店サービスに関しては、海外からの観光/ビジネス客を誘致し、経済発展につなげるためにも、自由化を行うことが重要である。また旅行業サービス(旅行代理店サービス)についても、旅行者/ビジネス客のスムーズな移動の確保の観点からも、不要な制約が課されないことが望まれる。

観光サービスの自由化約束の水準は、他のサービス分野と比較すると高い水準にある。ただし、観光客案内サービス(CPC7472)については約束していない加盟国も多く、約束するも種々の制限を付している場合もあり、約束の水準が低くとどまっている。また、ホテル・レストランサービス及び旅行業サービスの第3モードにおいていくつかの加盟国は経済需要テスト、国籍・居住要件、外国資本の制限を設けている。

### (ロ) 交渉への期待

上記の観点から、以下のような問題点が改善されることを期待する。

- 観光ガイドや添乗員の国籍要件
- ホテル、飲食店サービスに関する外資出資比率規制や数量制限
- 旅行業サービス(旅行代理店サービス)に関する拠点設立にかかる全般的な制限

## (9) 運送サービス

### (イ) 運送サービスの重要性

運送サービスは、モノの貿易を支える重要な分野であり、また、流通サービスや観光サービスなどその他のサービス分野の貿易を促進するとともに、海外消費(モード2)、自然人の移動(モード4)にも不可欠であり、サービス貿易全般、あるいはモノの貿易を含む貿易全般の自由化のためのインフラを提供する分野となっている。こうした観点から、運送サービスの自由化を今次サービス貿易自由化交渉において達成することはWTO加盟国の重要課題である。

運送サービスの約束のレベルは概して低い。海上運送サービス及び海上運送補助サービスについては、ウルグアイラウンド及び継続交渉で合意に至らず極めて限定的な約束しかなされていない。陸上運送サービスについては多くの国が約束していない、特に鉄道運送サービスの約束のレベルは極めて低い。航空運送サービスは、航空機の修理保守サービス

の約束は他の運送サービスに比較すればやや高いものの、販売マーケティング、CRSは多くの国が約束を行っていない。

(口) 交渉への期待

(a) 海上運送サービス

海運サービス分野においては、ウルグアイ・ラウンド後の継続交渉を行ったものの、1996年に同交渉が中断されたことから、事実上GATSの基本原則の枠外に置かれることとなった。我が国としては、今次サービス交渉とともに海運交渉を再開するとした1996年のサービス貿易理事会決定に従い、できる限り早期に海運サービスに関する実質的な交渉を開始すべきと考えている。

こうしたなか、我が国は、本年10月に開催されたサービス貿易理事会特別会合において、EC、香港、韓国、ノルウェー、シンガポールとともに、海運交渉に関する共同声明を提出し(S/CSS/W/8)、海運交渉への取り組みの重要性を提起したところである。本共同声明にあるとおり、我が国としては今次交渉において、海運分野に関する意味のある真の自由化及び約束が得られることを期待している。

今次交渉を効率的に進めるためには、ウルグアイ・ラウンド及び継続交渉において得られた成果を無駄にすべきではないと考える。こうした観点から、ウルグアイ・ラウンド及び継続交渉において検討されたモデルスケジュールは今次交渉においても有効なツールであり、外航海運サービス、海運補助サービス、港湾施設へのアクセス・利用の3分野を中心に交渉を進めていくべきであると考え。また、インター・モーダルについても配慮が必要である。今次交渉を通じ、例えば、以下のような外航海運に係る事業活動上の障害が改善されることを期待する。

- 外資制限
- 自国籍船及び自国企業の優遇措置
- 新規参入制限
- 事業体についての特定の形態制限
- 合理性、客観性、公平性を欠く措置 (measures)

(b) 航空運送サービス

交渉を通じて次のような点が改善されることを期待する。

- 修理保守サービスにおける外資制限や居住要件
- 販売・マーケティング、CRSにおける相互主義

(c) 陸上運送サービス

陸上運送サービスの自由化は、運輸、流通などのサービス事業者のみならず、海外で製造業を展開する事業者にとっての重要課題となっている。特に、陸上貨物運送の自由化が求められる。次期自由化交渉を通じ、次のような問題点が改善されることを期待する。

- 外資制限
- 事業体についての特定の形態義務
- 数量制限
- 特定の加盟国の道路運送サービス提供者に対する優遇措置